

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社フソウ  
業者の住所：香川県高松市郷東町792-8
- 2 指名停止措置期間：令和元年5月15日～令和元年7月14日
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

### 4 事実概要

本件は、株式会社フソウの九州支店課長が、福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」において、株式会社九電工本社環境技術課長から、同工事の入札に参加し、同社を上回る金額を提示するよう依頼され、その見返りに1千万円の利益供与を受ける合意をし、公正な入札を妨害したとして、平成31年4月3日に福岡県警に談合の容疑で逮捕されたものである。

### 5 指名停止措置理由

当該業者たる、株式会社フソウ九州支店課長が談合の容疑により逮捕されたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当する。

従って、本件については、指名停止2か月を適用する。

### <指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
1～7 省略 (競売入札妨害又は談合)	
8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から  2月以上12月以内 1月以上12月以内
9～16 省略	